

南知多町広告掲載審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、南知多町広告掲載要綱（平成23年南知多町告示第6号。以下「要綱」という。）第3条第3項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報で、かつ、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業と類似する業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに関する業種又は事業者
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたう事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者
- (12) 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法に違反している事業者
- (16) 本町から指名停止の措置、その他不利益処分を受けている事業者
- (17) 本町の町税を滞納しているもの
- (18) その他広告として掲載することが不適當であると認められる事業者

(掲載基準)

第5条 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

- ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示、誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (4) その他町長がふさわしくないと判断したもの

(町公式ホームページに関する基準)

- 第6条 町公式ホームページへの広告に関しては、当該ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についても、この基準を適用する。
- 2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、要綱及びこの基準に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は、掲載しない。

附 則

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。